

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」の改正について

令和2年9月15日

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部では、令和2年9月15日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を別紙のとおり改正しました。

この対処方針に基づき、引き続き、感染拡大の防止を図ります。

1 改正の概要

(1) 感染状況を示すステージの変更について（ステージⅡ→ステージⅠ）

- 9月14日に本県の感染状況をステージⅡからステージⅠに変更しました。
- 8月下旬には、感染は散発的発生に抑制され、また、医療提供体制に特段の支障もなく、専門家からもステージⅠに相当する状態にあるとの見解が示されました。
- こうした状況を踏まえ、ステージⅠと判断しましたが、県民や事業者の皆様、行政が引き続き、連携して感染防止対策に取り組むことに変わりはありません。

(2) イベントの開催条件の改正について（9月19日から当面11月末まで）

- 国の方針を参考に、イベントを開催する場合の人数条件などを改正しました。
- 業界団体が策定したガイドラインの順守及び対処方針に定める「感染防止対策」の実施を前提に、「人数上限」や「収容率要件」を緩和しました。
(参加者数は、「人数上限」と「収容率要件による人数」のいずれか少ない方を限度)

【人数上限】

改正前	屋内、屋外ともに5,000人以下
改正後	5,000人又は収容定員の50%のいずれか多い方を上限とする。(収容定員が1万人以下の場合は5,000人となり、収容定員が1万人を超える場合は収容定員の50%となる。)

【収容率要件】

改正前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内は収容定員の半分以下の参加人数にすること。 ・ 屋外は人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。
改正後	<p>【大声での歓声、声援などが想定されない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容率の上限を100%とする。 ・ 収容定員が設定されていない場合は、密集・密接が発生しない程度の間隔（最低限、人と人とが接触しない程度の間隔）を空けることとする。 <p>【大声での歓声、声援などが想定される場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容率の上限を50%とする。 ・ 異なるグループ又は個人間では座席を一席空けつつ、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席等の間隔を設けなくてもよい。(収容率は50%を超える場合がある。) ・ 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を空けることとする。

【大声での歓声、声援などが想定されないイベントの例】

音楽	クラシック音楽、歌劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲などのコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンスなど
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊など
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞など
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術など
講演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベントなど
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー

【大声での歓声、声援などが想定されるイベントの例】

音楽	ロックコンサート、ポップコンサートなど
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲など
公営競技	競馬、競輪、競艇、オートレースなど
公演	キャラクターショーなど
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

【感染防止対策】

消毒の徹底等	出入口、トイレでの手指消毒、施設内のこまめな消毒、手洗い励行など
マスク着用の担保	マスクを持参していない人がいた場合は主催者側で配付など
有症状者の出演、入場などを確実に防止	検温の実施、入場を断った際の料金払い戻し措置の規定、有症状の出演者などは、出演・練習を控えるなど
参加者の把握	事前予約時又は入場時の参加者連絡先の把握、接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」の積極的活用など
大声を出さないことの担保	大声を出す人がいた場合、個別に注意ができるようにする。スポーツイベントでは、鳴り物の使用を禁止し、個別に注意ができるようにするなど
3密の回避	こまめな換気、入退場や休憩時間のロビー・トイレなどでの密集回避(時間差入退場、人員の配置、導線の確保など)、休憩時間中やイベント前後の食事などでの感染防止の徹底など
演者と観客間の接触・飛沫感染リスクの排除	演者、選手などと観客がイベント前後や休憩時間などに接触しないよう確実な措置を講じる。演者が歌唱などを行う場合には、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)など
交通機関、イベント後の打ち上げなどにおける3密の回避	イベント前後の公共交通機関、飲食店などでの密集を回避するため、交通機関、飲食店などの分散利用について注意喚起など

2 施行期日

イベントの開催条件に関する改正は、令和2年9月19日から施行し、その他の改正は、同年9月15日から施行する。